

愛媛労働局発表

令和2年6月30日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局雇用環境・均等室

室長 平井 千恵子

監理官 石川 三四郎

電話 089-935-5222

FAX 089-935-5210

報道関係者 各位

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」 の相談状況（令和2年6月25日現在）

～6月の雇用調整助成金の申請件数は、5月に比べ3倍近くに増加する見込み～

愛媛労働局及び管内の労働基準監督署・ハローワークに設置した「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」での相談状況を公表します。

窓口では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や解雇などのあらゆる労働相談や雇用調整助成金をはじめとする各種助成金制度などのご相談に応じています。

【相談状況の概要】 令和2年6月25日現在（令和2年2月14日の設置以降）

相談者 合計 8,301 人 / 相談件数 合計 8,552 件

■相談者の区分

①事業主	5,896 人 (71.0%)
②社会保険労務士	1,270 人 (15.3%)
③労働者等	872 人 (10.5%)

■相談内容別

①雇用調整助成金	6,470 件 (75.7%)
②休業関係	530 件 (6.2%)
③賃金	375 件 (4.4%)

○相談内容別件数は相談内容ごとに計上しています。
○（ ）内は相談内容別件数 8,552 件に対する割合です。
○1人の相談者が複数の相談を寄せることもあるため、相談者数よりも相談件数が多くなっています。

■業種別

①飲食業	1,252 件 (15.1%)
②卸売業・小売業	878 件 (10.6%)
③製造業	792 件 (9.5%)
④医療・福祉	368 件 (4.4%)
⑤宿泊業	252 件 (3.0%)

【6月の特別労働相談の状況】

○相談者数は1,507人で、5月の相談者数(2,667人)の半分程度(56.5%)にまで減少しました(ピークである4月(3,376人)比では数半分以下(44.6%)にまで減少)。

○相談者の内訳は、事業主(999人 66.3%)及び社会保険労務士(307人 20.4%)で8割以上(86.7%)を占めており、労働者等(193人)は約1割(12.8%)となっています。

○相談内容では、依然として「雇用調整助成金」に関するものが最多で、全体の4分の3(75.7%)を占めています。

○業種別では、依然として「飲食業」が最多で、「卸売業・小売業」、「製造業」、「医療・福祉」と続いています。

【雇用調整助成金等の利用状況】 令和2年6月25日現在

■雇用調整助成金

申請件数 1,950 件／支給決定件数 1,541 件／ 支給決定金額 1,204,316,481 円

■緊急雇用安定助成金

申請件数 707 件／支給決定件数 553 件／ 支給決定金額 102,880,542 円

■合計

申請件数 2,657 件／支給決定件数 2,094 件／ 支給決定金額 1,307,197,023 円

＜業種別 申請件数＞

■雇用調整助成金

① 飲食サービス業 (380 件 19.5%)

② 製造業 (357 件 18.3%)

③ 卸売業・小売業 (354 件 18.2%)

④ 生活関連サービス業 (220 件 11.3%)

⑤ 運輸業・郵便業 (107 件 5.5%)

■緊急雇用安定助成金

① 飲食サービス業 (244 件 34.5%)

② 卸売業・小売業 (100 件 14.1%)

③ 製造業 (88 件 12.4%)

④ 生活関連サービス業 (58 件 8.2%)

⑤ サービス業（他に分類されないもの） (44 件 6.2%)

○「サービス業（他に分類されないもの）」
…自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・
労働者派遣業、その他サービス業

○「生活関連サービス業、娯楽業」
…洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業など

○6月に入り雇用調整助成金の申請件数は増加し、5月に比べ3倍近くにまで増加する見込みです。

○感染防止拡大のため、現在、緊急対応期間中として、雇用調整助成金の助成率や対象、要件の緩和など特例措置を実施しています。また、期間中は、従来の雇用調整助成金では対象外であった雇用保険の被保険者でない方（週20時間未満のパート・アルバイト（学生を含む）など）も助成対象として「緊急雇用安定助成金」を支給しています。

○特別労働相談窓口及び雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金とも、上位を占める、飲食業、卸売業・小売業については、中小零細企業が多く、さらに非正規労働者が多いことから、今後も、雇用への影響が憂慮されるところです。

○労働局では、雇用維持を最優先に、相談に対して適切に対処しながら、雇用調整助成金をはじめ、各種助成金など、支援に取り組んでいきます。また、関係機関とも連携しながら、労働行政が一体となって、機を逃さず、迅速に対応を行っていきます。

添付資料

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の相談状況
- ・新型コロナウイルス感染症に係る雇用安定調整助成金の利用状況